

垂水市「持ち帰り時のタブレット端末活用のきまり」

タブレット端末は、学習したことをよく理解し、学びを深め、さらに、自ら学んでいくための新しい「文房具」になります。便利な道具ではありますが、心配されることもあります。

そこで、垂水市教育委員会では、家庭学習における「持ち帰り時のタブレット端末活用のきまり」をつくりました。このきまりを守ることで、親子で「安心・安全」をより一層意識し、タブレット端末を大切に使いながら家庭学習が充実するとともに、学力向上につながるよう期待します。

1 持ち帰りでのタブレット端末活用の目的

- 家庭での学習のために使います。学習に関係ないことには使えません。
- 担任の先生と、家庭で学習する内容や方法を確認します（学校からの宿題だけでなく、自主的な学習にも活用できます。）。

2 持ち帰る方法

- 必ず保護バッグに入れて持ち帰ります。
- 登下校中は、タブレット端末を保護バッグから出しません。

3 家庭での使い方

- 自宅や学校から許可された場所以外では使いません。
- 家の人学習の様子を見られるようにします。
- タブレット端末やモバイルWi-Fiルータは大切な道具です。床に落としたり、踏んだりしないように安定した場所に置いて学習します。
- USBメモリーなどの外部記憶装置や周辺機器などの接続はしません。
- タブレット端末のそばに、食べ物や飲み物などを置きません。
- タブレット端末使用の前後には、手を洗います。
- 画面はタッチパネルになっています。指か専用のペンを使って操作します。
- 使う時間を家の人とも話し合い、長時間使わないようにします。

（市P連7つのルール参照）

- 目を休ませるために、30分に一度はタブレット端末から目を離し、休憩をします。
- 使用するときには、正しい姿勢で画面に顔を近づけすぎないようにします。
- 寝る時刻の30分前には、使うのをやめます。
- モバイルWi-Fiルータの通信量が多い場合は、健康面の確認のため、学校から家庭に連絡をする場合もあります。

4 家庭での保管場所

- 家の人の目の届くところに置きます。
- 学習の後、充電する際には、安定した場所に置きます。

5 カメラの使用とデータの保存

- カメラを使う学習では、担任の先生と確認し、許可をもらいます。
- 撮影するときには、勝手に撮影できません。必ず相手や場所の許可をもらいます。
- 保存してよいものは、担任の先生から許可されたデータだけです。

6 安全な使い方

- 担任の先生や家の人と、インターネットを使うときの約束を決めておきます。
- あやしいサイトが開いてしまったときは、家の人にすぐに知らせます。

7 情報モラルと個人情報

- タブレット端末やモバイル Wi-Fi ルータの貸し借りは、絶対にしません。
- 自分のアカウントやパスワードなどは、他の人には絶対に教えません。
- 個人情報（住所や電話番号など）をインターネット上にあげません。

8 タブレットの設定

- 先生や修理する人が使いにくくなるので、タブレット端末の設定は、変えません。
- タブレット端末に、勝手にアプリケーションを入れません。

9 不具合や故障・破損、紛失への対応

- タブレット端末が動かなくなったり、インターネットが使えなくなったりしたら、学校に連絡します。
- 学習のために通常どおり使用していて、故障・破損した場合は、市の修繕費で対応します。ただし、故意や重大な過失による故障・破損の場合などは、修理代を負担してもらう場合があります。

10 使用の制限

- 「持ち帰り時のタブレット端末活用のきまり」が守れない場合は、タブレット端末を使うことができなくなります。